

「障がい児と障がいのない児の交流機会に関する調査・研究業務」提案説明書

1 業務の名称

障がい児と障がいのない児の交流機会に関する調査・研究業務

2 業務目的

多様な人を認め合う共生社会の実現のためには、子どもに対して多様性を理解するためのアプローチが大事である。子どもの頃から、自分と異なる立場の人達と関わることにより、差別や偏見が生まれにくくなり、他者への配慮や手伝いの方法も自然と身につけることができる。

特に、障がいへの理解に関しては、子どもの頃から生活場面が分かれることが多く、障がい児と障がいのない児との交流機会は十分に確保されているとは言い難い状況にある。

そこで、本業務では、障がい児と障がいのない児が交流機会を通し、相互理解を深めることを目的に、調査研究を行う。あわせて、今後より幅広く多くのイベントや地域活動等への障がい児の参加が促されるよう「ポイント集（仮）」を作成する。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補者との随意契約

(2) 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務の内容

別紙仕様書のとおり。なお、仕様の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。また、インクルーシブの視点を踏まえ、農試公園の活用等も検討すること。

5 予算規模

3,760 千円（消費税および地方消費税の額を含む）。なお、上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項に漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

7 参加資格要件

本企画提案に応募する事業者は、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されているか、又は下記(1)～(5)のいずれにも該当しないこと。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

エ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者

- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

8 企画提案に係るスケジュール

- (1) 企画提案の公募開始 令和7年6月2日（月）
- (2) 質問票の提出締切 令和7年6月10日（火）17時まで
- (3) 質問書に対する回答(予定) 令和7年6月13日（金）17時まで
- (4) 企画提案書等の提出締切 令和7年6月24日（火）17時必着
※提出は持参または郵送とする。電子メール、ファクシミリは不可とする。
- (5) 企画提案審査会（ヒアリング） 令和7年7月1日（火）

9 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の様式（質問票）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

- (1) 質問票の受付期限
令和7年6月10日（火）17時まで
- (2) 質問に対する回答
質問者に対し令和7年6月13日（金）までに回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。なお、受付期間内に到着しなかった質問票については、原則として回答しない。
- (3) 送付先電子メールアドレス : sho.fukushi@city.sapporo.jp

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和7年6月24日（火）17時必着
- (2) 提出方法
後記「17 問い合わせ先」まで持参もしくは郵送とする。持参の場合は、平日8時45分～17時00分の間の受付とする。
- (3) 提出書類
 - ア 企画競争参加意向申出書（様式1）
 - イ 企画提案書 10部
 - ・ A4版、片面印刷、15ページ以内（表紙と目次を除く）とし、表紙と目次を除きページの通し番号を付すこと。
 - ・ 提出する提案書のうち1部は製本し、表紙に事業所名及び代表者名、提案者の担当部門及び責任者を明示し（これを「正本」という。）、残り9部には社名等を記載しないこと（これを「副本」という。）
 - ・ 提案書とは別に資料を提出することは認めない。
 - ウ 法人概要書（様式2）

エ 業務費内訳書（積算書）

- ・ A 4 版、片面印刷、様式自由、必要枚数とする。

オ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式 3）及び上記申出書に係る必要書類

カ 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 申出書（様式 4）
- ・ 登記事項証明書 ※発行日より 3 ヶ月以内。写し可。
- ・ 直近年度（年）の納税証明書（「市区町村税」「消費税及び地方消費税」の未納がない旨の証明） ※発行日より 3 ヶ月以内。写し可。
- ・ 財務諸表（直近 1 事業年度の貸借対照表及び損益計算書）
- ・ 誓約書

(4) その他留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 誤字等を除き、書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

ウ 書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

エ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願（様式 5）」を提出すること。但し、すでに提出した企画提案書は返却しないこととし、企画提案書の再提出も認めない。

オ 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

- ・ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合
- ・ 本提案説明書、業務仕様書に従って作成されていない場合
- ・ 下記 11(3)に示す企画提案審査会（ヒアリング）に参加しなかった場合
- ・ 同一の事業者が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合
- ・ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

11 審査

(1) 審査方法

- ・ 本市が設置する「障がい児と障がいのない児の交流機会に関する調査・研究業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、前記「7 参加資格要件」、企画提案書の書類審査（提出者が 5 名以上の場合のみ実施）及び下記に掲げる企画提案審査会（ヒアリング）を実施し、採点を行う。
- ・ 予算規模の範囲内で最低基準点（委員の総合得点の 6 割）を超過し、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。なお、委員会による採点が同点の場合は、「13 評価項目及び評価基準」の評価項目「試行的イベントの実施について」の合計点が最も高い者を契約の優先交渉団体とする。ただし、上記項目

の合計点についても同点である場合には、実施委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

- ・意向申出者が1 者の場合、最低基準点を超過すれば契約候補者として選定する。

(2) 書類審査

企画提案書の提出者が5 名以上の場合、企画提案書の書類審査を実施し上位4 位までの企画提案を選定する。なお、5 者未満の場合は実施しない場合がある。

(3) 企画提案審査会（ヒアリング）

ア 実施日（予定）

令和7 年7 月1 日（火）に実施予定。出席者は3 名以内とする。なお、実施日時や場所等の詳細は、参加者に別途通知する。

イ ヒアリングは1 者あたり約30 分（説明15 分、質疑15 分）を想定。本市が指定する時刻から順次個別に行う。

ウ 事前に提出された企画提案書に基づき説明すること。当日の資料追加及び映像等の特別な機材等の使用等は一切認めない。

(4) 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに申込み団体全員に文書で通知する。

12 提案を求める内容

(1) 業務遂行能力

本業務を執行するにあたり、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、着実に実施できる業務体制、スケジュールを示すこと。

(2) 企画内容

「4 業務の内容」について、以下を含む企画運営の案一式を提案すること。

例）イベント内容、実施手法、告知手法、参加者募集要項の概要、実施後アンケートの項目、ポイント集（仮称）の内容など

(3) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば、提案を行うこと。

13 評価項目及び評価基準

(1) 評価項目及び評価基準

下表のとおり。

なお、評価基準点は「5 点：特に優れている 4 点：優れている 3 点：普通 2 点：やや不十分 1 点：不十分」とし、「評価基準点×係数」により、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき実施委員会が評価を確定することとする。

評価項目		評価基準
業務遂行能力	業務実績(5点)	・業務全体を円滑に進められると判断できる、類似・関連業務実績があるか。
	業務全体のマネジメント体制(10点)	・業務全体を円滑に進められると判断できるマネジメント体制が提案されているか。
提案内容	試行的イベントの実施について(30点)	・イベント実施を円滑に進められると判断できる実施体制、執行スケジュールが提案されているか。 ・目的・ねらいを正しく理解し、意識した内容となっているか。 ・障がい児と障がいのない児が一緒に楽しめる内容となっているか。 ・ポイント集(仮称)の作成に繋がるよう、多種多様なイベント内容となっているか。 ・試行的イベントの開催を通しての考察が行える内容となっているか。
	ポイント集の作成について(30点)	・ポイント集(仮称)の作成を円滑に進められると判断できる実施体制、執行スケジュールが提案されているか。 ・目的・ねらいを正しく理解し、意識した内容となっているか。 ・見やすく分かりやすいものとする工夫があるか。 ・ポイント集(仮称)の活用に関わる工夫があるか。
	広報活動について(10点)	・本事業の周知のために、効果的な広報活動が提案されているか。
	独自提案事項(15点)	業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。
合計(委員一人あたり) 100点		

(2) 評価についての疑義の申立て

評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日定める条例(平成2年条例第23号)で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

14 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで(契約候補者については契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

15 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土日・祝日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

提出先は、後記「17 問い合わせ先」とする。（平日 8 時 45 分～17 時 00 分）

16 その他留意事項

(1) 契約について

契約内容は、提案した企画内容を基本に、選定された委託候補者と本市の間で協議を行い、協議が整った場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたっては、企画提案内容（参考見積内容を含む）をもって、そのまま契約するとは限らない。協議が不調に終わった場合には、順次 2 位以降の者を繰り上げて、その団体と契約に向けた協議を行う。

(2) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

ウ 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

17 問い合わせ先

- ・担 当：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業計画担当係
- ・住 所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 3 階南側）
- ・電 話：011-211-2936
- ・FAX：011-218-5181
- ・メール：sho.fukushi@city.sapporo.jp